

研究不正防止 ガイドライン

公立大学法人北九州市立大学
2020年9月

研究不正防止ガイドライン

目次

1	公立大学法人北九州市立大学における研究に関する行動規範.....	1
2	研究不正を防止するための本学における実施体制	2
	公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程 体制図	3
	公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程 体制図	4
3	研究不正防止について	
	3-(1)研究活動上の不正行為の防止(研究倫理)	5
	3-(2)公的研究費の不正使用防止(コンプライアンス)	6
	3-(3)研究不正に対する処分	8
	3-(4)研究不正を未然に防止するための研修	10
4	内部監査	12
5	相談及び通報・告発窓口	14

1 公立大学法人北九州市立大学における研究に関する行動規範

本学では、研究に関する行動規範を次のとおり定めています。

公立大学法人北九州市立大学における研究に関する行動規範 (研究活動・公的研究費の管理運用)

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公共性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究活動を遂行する上での行動と公的研究費（※1）の管理運用に関する行動規範を定める。

本学の研究者等（※2）は、これを誠実に実行しなければならない。

【研究活動】

- 1 研究者（※3）は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。
- 2 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。
- 3 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿い、誠実に行動しなければならない。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また絶対に加担してはならない。
- 4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であると自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的・継続的に取り組むものとする。
- 5 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

【公的研究費の管理運用】

- 1 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（※1）公的研究費とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、北九州市からの運営費交付金が財源となる研究費、及び外部団体等からの寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

（※2）研究者等とは、本学の教員及び事務職員等、本学の公的研究費の管理及び運営に関わるすべての者（大学院生、学部生であっても公的研究費の管理及び運営に携わる場合は研究者等に含まれる）をいう。

（※3）研究者とは、本学で研究活動に従事する専任及び特任教員並びにその研究に携わる研究の補助者をいう。なお、大学院生、学部生であっても、研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとする。

2 研究不正を防止するための本学における実施体制

本学では、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため、「公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程」及び「公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程」を定め、体制を整備しています。

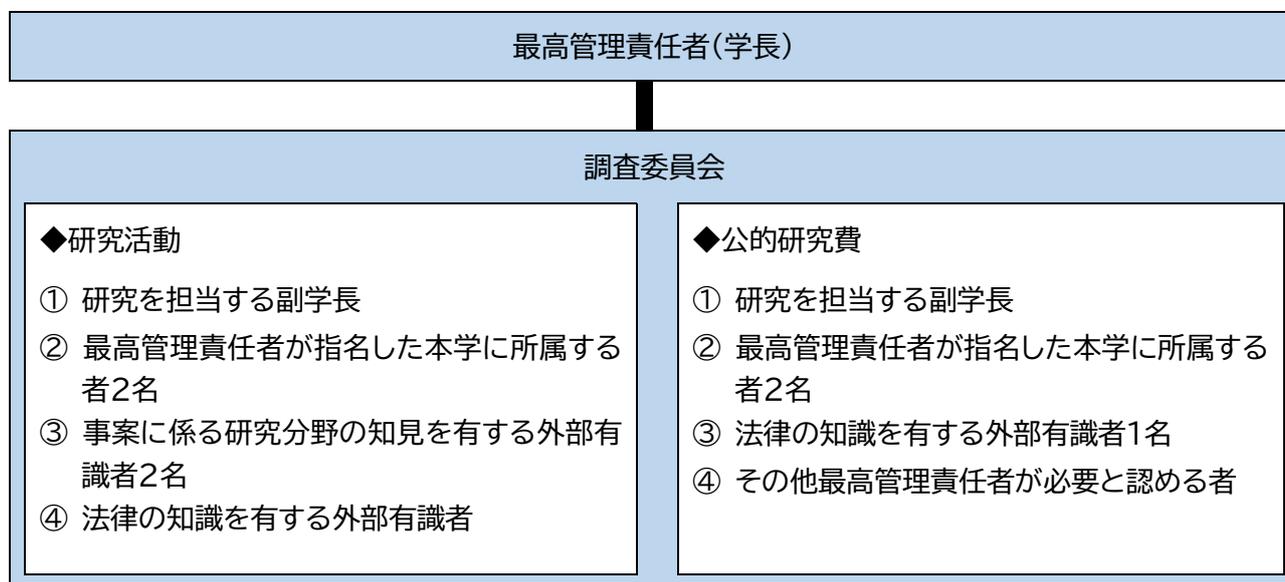
◆規程

	公立大学法人北九州市立大学 研究活動不正行為防止規程	公立大学法人北九州市立大学 公的研究費取扱規程
趣旨	本学における研究活動について、不正防止の体制及び研究倫理教育並びに不正行為が生じた場合の対応について必要な事項を定める。	本学における公的研究費の取扱いについて、適正な管理を図り、不正使用を防止するため必要な事項を定める。

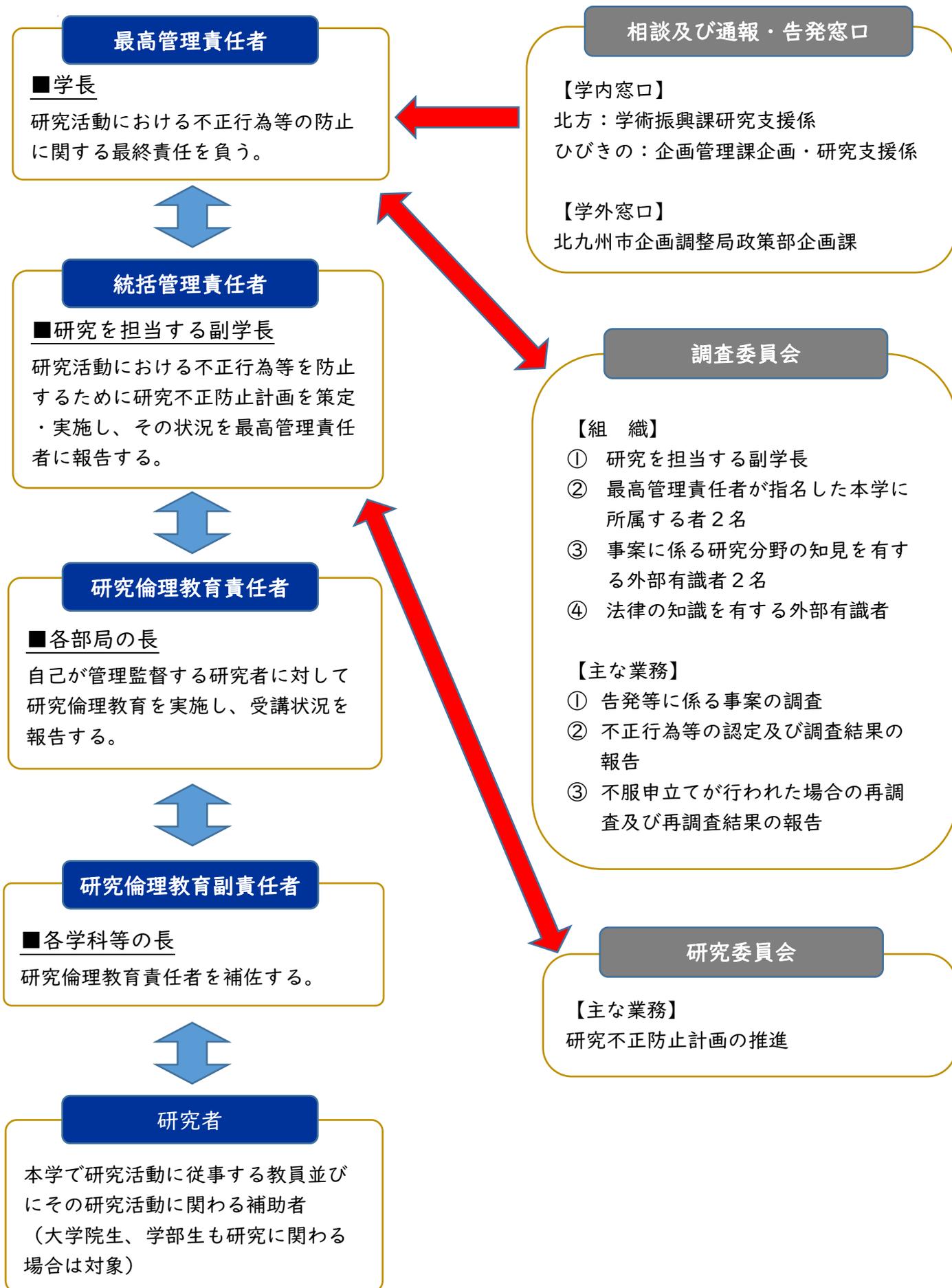
◆各役職の役割と管理体制

	研究活動不正行為防止規程	公的研究費取扱規程	役割
学長	最高管理責任者		最終責任者
研究担当副学長	統括管理責任者		最高管理責任者の補佐
各部局等の長	研究倫理教育責任者	コンプライアンス推進責任者	研究者等の監督及び指導
各学科等の長	研究倫理教育副責任者	コンプライアンス推進副責任者	上記責任者の補佐
	研究者等		

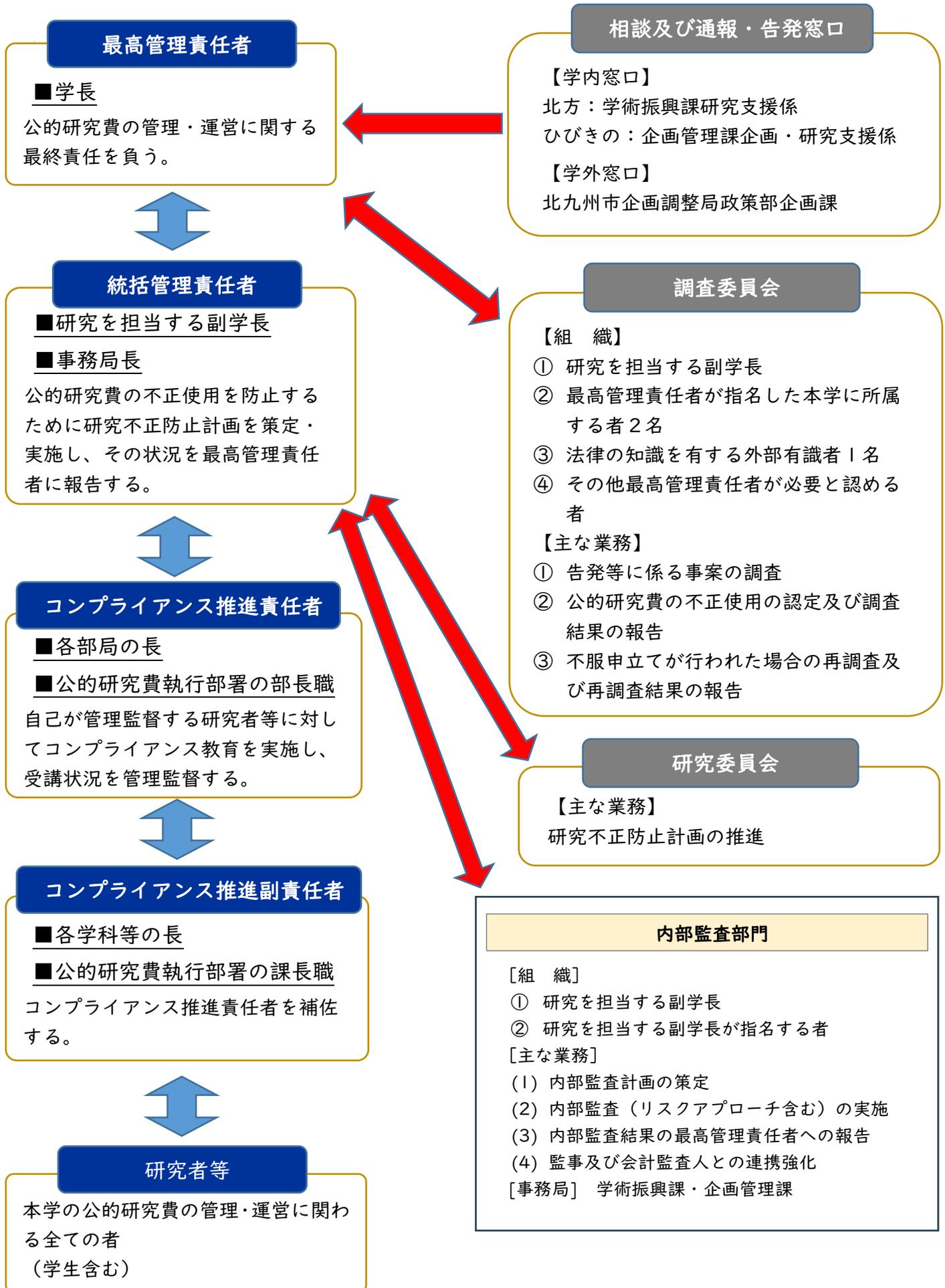
◆研究不正発生時の調査体制



公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程 体制図



公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程 体制図



3 研究不正防止について

3-(1) 研究活動上の不正行為の防止(研究倫理)

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』(テキスト版)(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>)及び「公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程」より抜粋

◆特定不正行為(FFP)

研究者が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ることによる投稿論文等において示されたデータ、研究結果等に係る次に掲げる行為をいいます。

・捏造(fabrication)

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

・改ざん(falsification)

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

・盗用(plagiarism)

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

◆好ましくない研究行為

「好ましくない研究行為(QRP:Questionable Research Practice)」には、次のようなものが挙げられます。

- ・重要な研究データを、一定期間、保管しないこと。(※本学規程:10年間)
- ・研究記録の不適切な管理
- ・論文著者の記載における問題(「オーサーシップの偽り」後述)
- ・研究試料・研究データの提供拒絶
- ・不十分な研究指導、学生の搾取
- ・研究成果の不適切な発表方法(後述) 等

オーサーシップの偽り

・ギフト・オーサーシップ

著者としての資格がないにもかかわらず、真の著者から好意的に論文の著者として表示されること。

・ゴースト・オーサーシップ

著者としての資格がありながら著者としてクレジットされていない場合。

※著者の果たした貢献が研究の一部に特定されたものであり、そこだけに責任を負う場合には、そのことを明示しなければなりません。そうでない限り、著者は発表された内容の全体に対して責任があるものとみなされ、自分が実際に行っていない部分にあった研究不正についても、責任を問われることがあります。

不適切な発表方法

・二重投稿・二重出版

著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること。「二重投稿」には、「同じ論文を複数の学術誌に同時に投稿する」場合も含まれる。

・サラミ出版(ポローニャ出版)

一つの研究を不必要に小研究に分割して出版すること。

【参考】研究データの保存・開示

研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、原則として、10年間、適切に保存し、管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示する必要があります。

(公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程第3条)

3-(2) 公的研究費の不正使用防止(コンプライアンス)

◆公的研究費とは

本学が取り扱う全ての研究資金(「公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程」第2条2項)

※教員研究費、学内競争的研究費、外部研究費等

◆公的研究費の不正使用とは

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に書類を提出し、不正に研究費を支出させる次の行為は、私的流用がなくても不正使用になります。

- ・[カラ発注\(預け金\)及び書類の書き換え](#)
- ・[カラ出張及び出張旅費の水増し請求](#)
- ・[カラ給与・カラ謝金](#)

◆公的研究費の不正使用の事例

[カラ発注\(預け金\)及び書類の書き換え](#)

- ・当該年度内(繰越が認められている研究費は除く)に執行しきれなかった研究費で架空の発注を行い、業者に研究費を預け金として管理させ、次年度に物品等を納品させた。
- ・業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させた。
- ・業者が作成した書類を改ざんした。

[カラ出張及び出張旅費の水増し請求](#)

- ・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。

- ・格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書および請求書を作成させ、旅費の水増し請求をした。
- ・実態を伴わない出張にもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出し、旅費を受給した。

カラ給与・カラ謝金

- ・研究補助者等に支払う給与・謝金等について、実際より多い作業時間を勤務表に記入し、大学に請求した。
- ・実態を伴わない給与・謝金等を支出し、受取人から研究者に給与・謝金等を返還させた。

【補足】還流行為について

学生に対して作業実態等に基づき適正に支給された報酬及び謝金についても、その全部または一部を回収する行為(強制的徴収)は、本人承諾の有無にかかわらず社会的に不適切な行為であるため、本学ではこうした還流行為は、不正行為として禁止しています。

◆研究助成団体等からの助成金について

研究者に対する研究助成財団等からの研究助成金は、本学が経理管理(機関管理)を行います。

当該研究助成金が研究者の個人口座に振り込まれた場合は、研究者から本学に奨学寄附金として再寄附することで、本学が経理管理を行います。

◆大学経理の例外とされる事例

①学術賞

研究者の研究業績に対する賞金であって、会計報告等が求められていないもの。

②学会等の開催経費(学会経理)

本学の業務外で学会等の会議を開催する等、学会等が独立して経理を行っており、経理担当者として個人で受入れた助成金であるもの。

③「職務上の教育研究」外の場合

研究者が個人の立場で申請し、職務外として行う教育研究の場合。

但し、この場合の活動は、本学の施設・設備等を使用することなく、勤務時間外に行わなければならない。

研究不正の事例には、不注意や認識不足によって起きたものが多くあります。基本的な研究倫理やルールに加え、研究領域や学会におけるルール等も把握することが重要です。不安な点があれば、事前に他の研究者や事務局に相談するようにしてください。

3-(3) 研究不正に対する処分

研究不正が行われた場合には、その内容に応じ、研究者に対し、補助金の返還命令、一定期間の応募資格停止の措置、刑事罰などが科され、本学においても処分の対象となります。

また、本学に対しても、その内容に応じ、間接経費の減額査定などが科されます。

※当該処分を受ける者の管理責任者においても、その管理監督が不十分であると認定された場合は、同様に処分の対象となることがあります。

◆研究者等が受ける処分

- ・本学就業規則に基づく処分
- ・当該研究費の返還、打ち切り
- ・当該研究費に対する複数年にわたる応募資格の停止
- ・本学及び配分元機関(文部科学省等)による公表
- ・(行為の悪質性が高い場合)本学又は配分元機関による法的措置

【参考】科学研究費助成事業における処分(『2020年度科学研究費助成事業公募要領』より抜粋)

<研究活動上の不正行為>

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	交付しない期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者(上記「ア」を除く)	当該論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5~7年
		当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3~5年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者(上記「ア」を除く)		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1~2年	

※論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

<研究費の不正使用、不正受給>

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外の場合	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

◆本学に対する処分

・当該研究費の返還

研究費の不適切経理の疑いが生じ、適切な納品検査を怠っていた等の場合は、本学が当該研究費に相当する額を返還する。

・管理条件の付与

体制整備等に不備がある場合は、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付される。さらに、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査が実施される。

・間接経費の削減

上記の管理条件の履行が認められない場合や体制整備等の不備により不正使用があった場合は競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額が一定割合削減される。削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げられ、上限は間接経費措置額の15%となる。

・配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても管理条件の履行が認められないと判断された場合は翌年度以降の競争的資金の配分が停止される。

◆管理者の責任

研究者等の管理責任者は、実施体制に基づき、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施及び受講管理をする必要があります。管理監督が不十分であることが要因で、研究不正が発生したと認定された場合は、当該研究者等と同様に処分の対象となることがあります。

◆処分内容の公表

研究者等個人への不正抑止と本学の社会に対する透明性を高めるため、研究不正が認定された場合は、不正事案の氏名を含む調査結果の公表をします。

◆取引業者に対する処分

・取引の停止

事実と異なる虚偽の書類を作成し、不正に大学から支払いを受ける等の下記の行為は不正行為にあたり、「公立大学法人北九州市立大学契約規程」第4条により2年間の取引停止などの処分を受ける場合があります。

【参考】取引業者に関連した不正行為

- ・預け金：架空の取引により契約した物品が納入されていないのに納入されたとして代金の支払いを受け、その代金を管理すること
- ・品名替：虚偽の請求書等を提出し、契約した物品とは異なる別の物品に差替えること
- ・期ずれ：納品日を偽るなどして、納品した年度とは異なる年度の予算で支払いを受けること

3-(4) 研究不正を未然に防止するための研修

文部科学省は2つのガイドラインによって、研究機関が所属する全研究員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施することを定めています。本学では、以下のとおり、研究不正を未然に防止するための研修を実施しています。

◆コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者に対する研修

各部局等の長に対し、部局内の管理・監督・指導・教育を行っていただくための研修を実施します。

◆研究不正防止研修(全教員)

各部局等の長は、所属する全教員に対し、研究費の不正使用を防止するための研修を実施します。

◆eラーニング研修:eL CoRE(エルコア)

本学では、研究不正に対する防止策として、定期的なeラーニング研修の実施を行うこととしており、2020年度から4年に一度の頻度で、日本学術振興会が提供するeラーニングeL CoRE(エルコア)を教員全員が受講する形式をとっています。

(全教員受講の実施予定年:2020年度、2024年度、2028年度……)

【参考】文科省が定めるガイドライン

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
(平成26年8月26日文部科学大臣決定)
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)

◆誓約書の提出について

本学の研究者等が行う研究活動及び公的研究費の管理運用は、本学が定める行動規範に基づき行うとともに、「公立大学法人北九州市立大学不正行為防止規程」第4条及び「公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程」第4条により、当該研究活動のルール等を遵守する旨の誓約書を提出することが必要です。

誓約書の内容に変更が生じた場合は、再度提出する必要があります。なお、新規採用の教員等については、採用後速やかに提出して下さい。

・提出時期

本学着任直後、または、研究活動や公的研究費の管理運用に係る部署への着任直後

・提出先

北方キャンパス・・・学術振興課 研究支援係

ひびきのキャンパス・・・企画管理課 企画・研究支援係

誓 約 書

北九州市立大学 学長 様

私は、本学で行う研究活動及び公的研究費の管理運用において、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 本学で行う全ての研究活動において、本学が定める研究に関する行動規範（裏面）を常に念頭におき行動すること。
- 2 全ての研究活動において、関係法令、当該研究費の配分機関が定める規程、使用ルール並びに本学が定める公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程及び公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程（以下「規程等」という。）を遵守し、不正を行わないこと。
- 3 規程等に違反して、不正を行った場合には、本学及び公的研究費の配分機関による処分を受けかつ当該不正行為に起因する法的な責任を負担すること。

年 月 日

所 属 _____

氏 名（自署） _____

4 内部監査

公的研究費については、「公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程」に基づき、各ルールに沿って適正に管理執行がされているか内部監査を実施します。

◆監査の種類・方法

監査の種類	監査の方法
書面監査	支出関係書類の精査。研究計画調書や申請書類における研究計画と照らし合わせ、妥当な支出かどうかを確認する。 <ul style="list-style-type: none">・ 各種使用ルールに沿って会計処理が適切に実行されているか。・ 契約において業者選定が適切に行われているか。(同一業者に偏っていないか)・ 出張申請書の内容に基づく適正な出張であるかの検証。
実地監査	備品及び換金性の高い物品の使用・管理状況について、研究者の立会のもと、実地確認を行う。 備品及び換金性の高い物品(※)の管理設置場所の現物確認。使用状況のヒアリング。 (※)換金性の高い物品・・・パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類
リスクアプローチ監査	不正が発生するリスクの高い研究費を対象に、抜き打ちで研究者に聞き取り調査を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 申請書類等により研究計画を確認した上で、研究目的との関連が不確実な支出がある場合、研究者本人に抜き打ちで聞き取り調査を行う。・ 人件費・謝金については、適宜研究補助従事者へも聞き取りを行い、勤務実態を確認する。

◆監査対象

対象研究費

本学における全ての公的研究費

〈例〉・国等競争的資金(科学研究費等)

- ・その他外部研究費(受託研究費、共同研究費、奨学寄附金等)
- ・内部研究費(教員研究費、学内競争的研究費等)

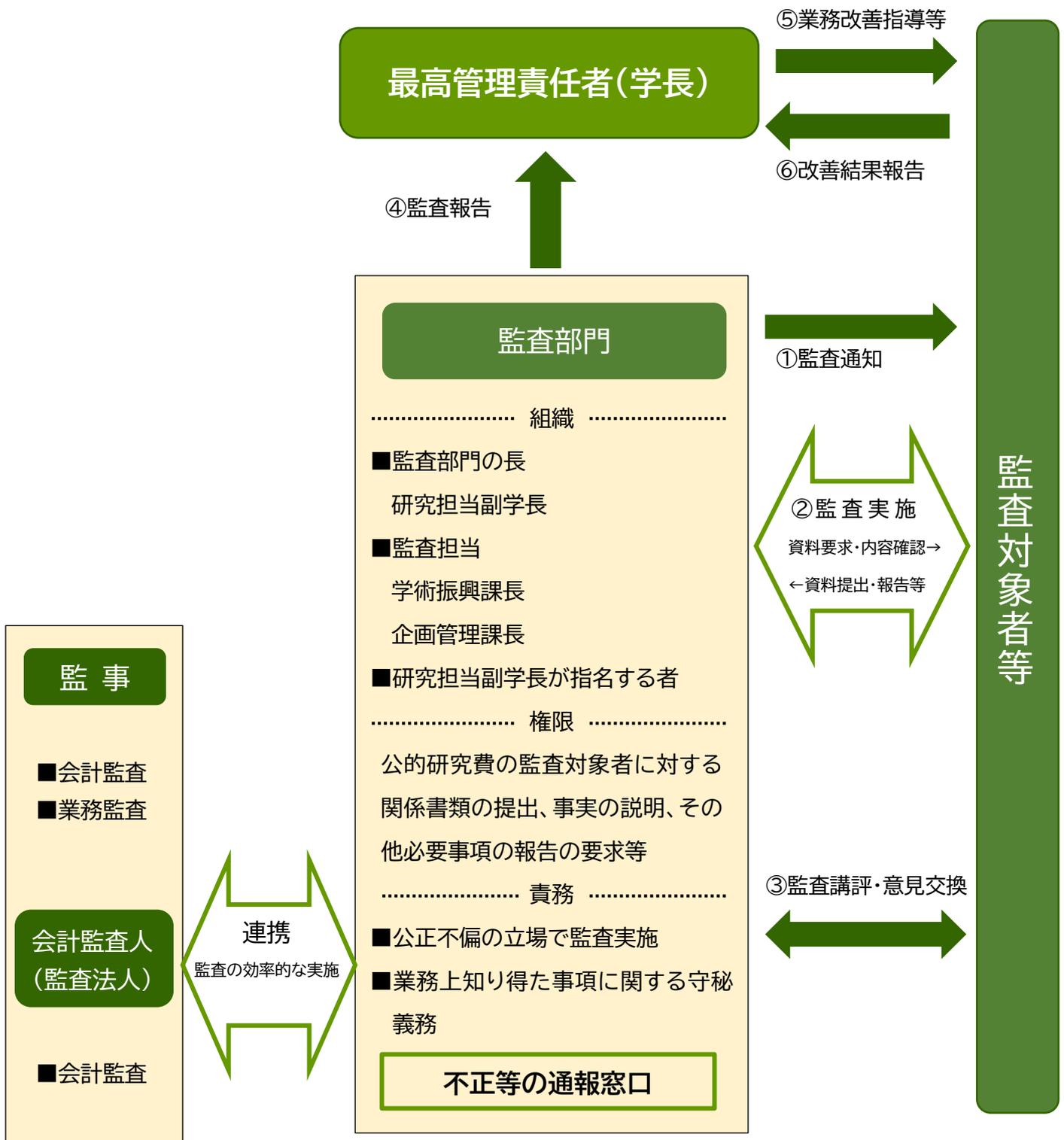
◆監査実施計画

毎年度、「公的研究費内部監査部門」が監査実施計画を策定し、監査を実施します。

◆監査実施報告

監査終了後、速やかに監査報告等をまとめた監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告を行います。

◆公的研究費内部監査についてのフロー



※公的研究費内部監査において問題が発覚した場合は、公的研究費の不正使用に関する通報と同様の取り扱いとします。

5 相談及び通報・告発窓口

◆相談窓口について

公的研究費の使用ルールや事務手続き等についての相談窓口は下記のとおりです。

相談内容	相談窓口
◇外部研究費の応募、申請に関すること ◇受託研究の受入契約 ◇共同研究の受入契約 ◇寄附金の受入 ◇その他助成金の受入等 ◇各制度の実務面の事務処理や使用ルールに関すること	北方キャンパス 学術振興課研究支援係 電話 093-964-4463 ひびきのキャンパス 企画管理課 電話 093-695-3311

◆通報・告発窓口について

研究活動における不正行為等及び公的研究費の不正使用に係る通報・告発窓口を次のとおり設置しています。

※「研究活動における不正行為等」：研究者が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠り、投稿論文などにおいて、示されたデータや研究結果等に捏造、改ざん、盗用を行うこと及び二重投稿や不適切なオーサiershipをいいます。

※「公的研究費の不正使用」：本学が管理する公的研究費について、虚偽の請求に基づき研究費を支出すること、または法令等に違反して研究費を支出すること等をいいます。

【通報・告発の方法】

- 1 通報・告発は、書面（FAX、電子メールを含む）又は電話もしくは面談により受け付けます。
- 2 通報・告発の宛先は、「研究不正防止担当」としてください。
 - ・書面による場合
宛先に「研究不正防止担当」と明記（電子メールの場合は表題に明記）。
 - ・電話もしくは面談による場合
「研究不正防止担当」宛の電話もしくは面談である旨を申し出てください。
- 3 通報・告発内容は次のとおりとします。
 - (1) 通報・告発者の所属、氏名、連絡先
 - (2) 研究活動における不正行為等及び公的研究費の不正使用を行ったとする研究者等の氏名又はグループ名
 - (3) 不正の具体的な内容
 - (4) 不正とする理由
 - (5) その他（証拠書類の有無など）

【注意事項】

- 1 通報・告発内容を把握するため、通報・告発窓口より連絡させていただくことがあります。
- 2 受け付けた通報・告発は、調査の必要性を検討し、調査を行うか否かを通知させていただきます。
- 3 通報・告発された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。
- 4 調査の結果、悪意に基づく虚偽の通報・告発を行ったことが判明したときには、通報に係る事実の公表等必要な措置を講じることがあります。

【通報・告発窓口】

学 内

北九州市立大学 学術振興課研究支援係

所在地 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

電 話 093-964-4463

FAX 093-964-4221

メールアドレス kshien@kitakyu-u.ac.jp

受付時間 8:30~12:15、13:15~17:15（ただし、土、日、祝日及び
年末年始は業務を行っておりません。）

北九州市立大学 企画管理課

所在地 北九州市若松区ひびきの1番1号

電 話 093-695-3311

FAX 093-695-3368

メールアドレス kikaku@kitakyu-u.ac.jp

受付時間 8:30~12:15、13:15~17:15（ただし、土、日、祝日及び
年末年始は業務を行っておりません。）

学 外

北九州市企画調整局政策部企画課

所在地 北九州市小倉北区内1番1号

電 話 093-582-2064

FAX 093-582-2176

メールアドレス kikaku-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15（ただし、土、日、祝日及び
年末年始は業務を行っておりません。）